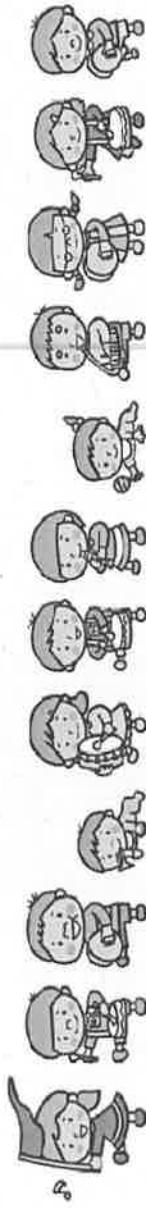
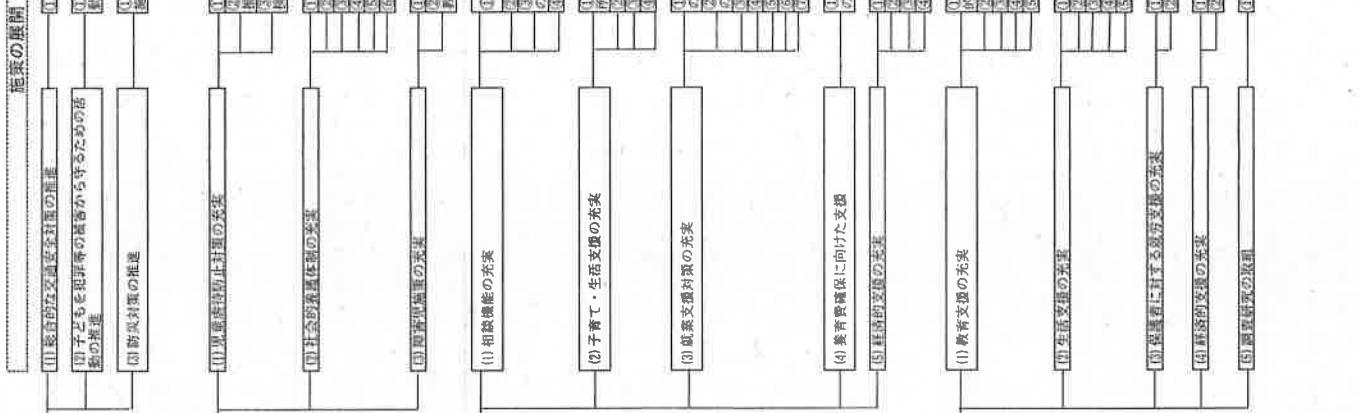
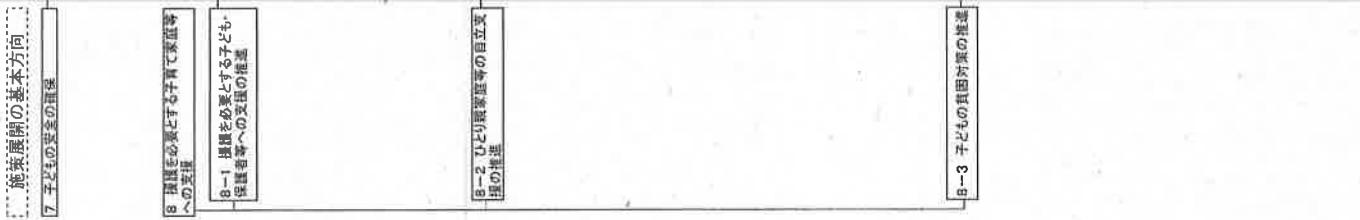
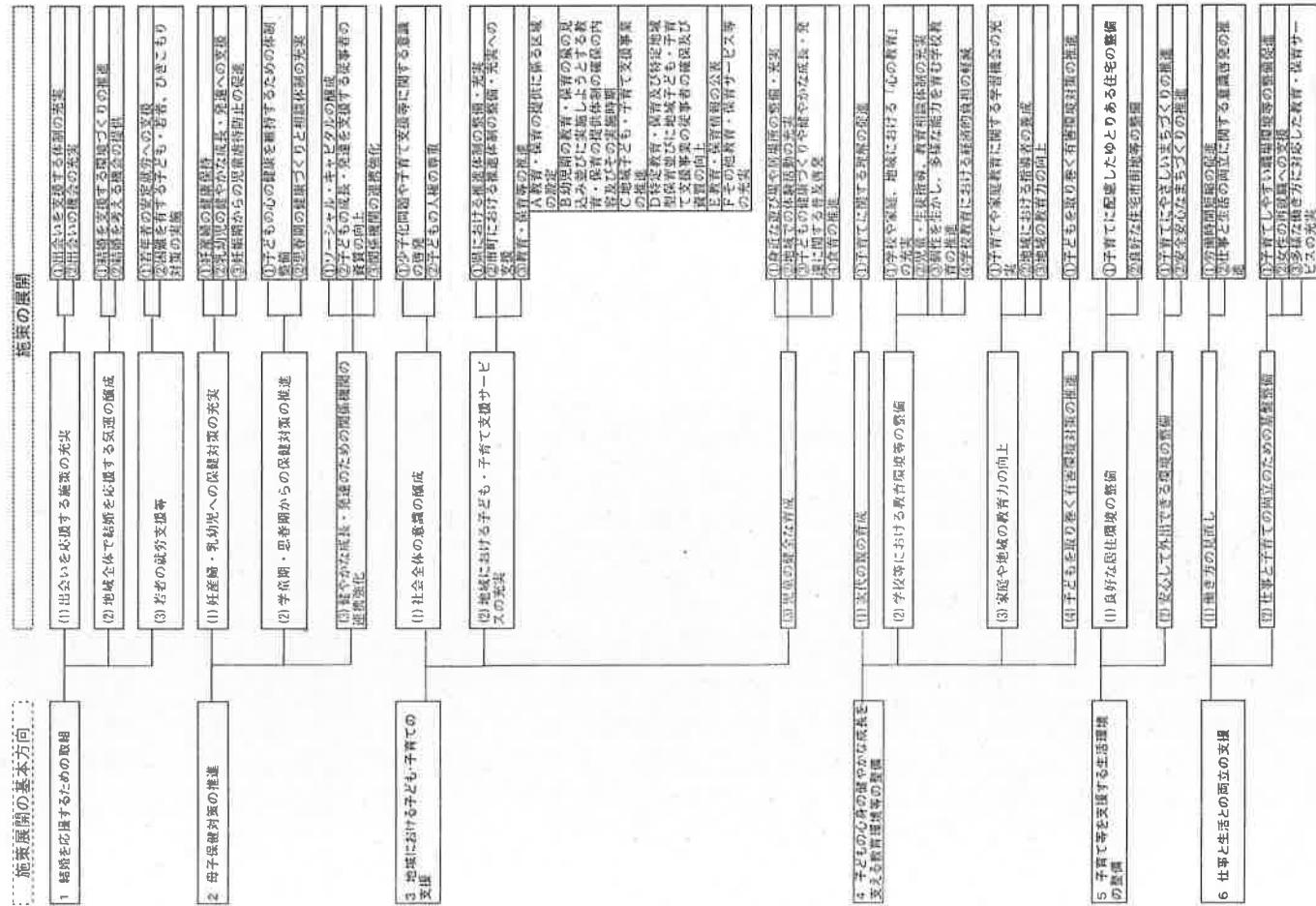


平成30(2018)年度

七ちぎ子ども・子育て支援プラン
関連事業一覧



栃木県



No.	施策展開の基本方針	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
1	結婚を応援するための取組	(1) 出会いを応援する 施策の充実	どちぎ未来クラブ事業費 (結婚サポート事業費)	こども政策課	5,644	3,587	地域結婚サポートの広域的な連携による縁結び事業の実施や、地域及び企業内サポーターによる出会いイベント等の開催、サポーターを対象とした研修の実施する。
			どちぎ未来クラブ事業費 (情報発信事業費)		628	628	出会い系サポート事業(結婚支援事業)、子育て家族応援事業等の周知を行う。
			どちぎ未来クラブ事業費 (どちぎ結婚サポート事業費)		30,025	32,062	どちぎ未来クラブで実施している出会い系の場創出や縁結びサポートによる支援に、新たにマッチングシステムによる結婚相手探しの支援を加えた総合的な結婚支援体制「どちぎ結婚支援センター」を運営する。
			どちぎ未来クラブ事業費 (出会いの場創出事業費)		3,564	2,139	交際に向けたスキルアップセミナー等の実施による婚活に必要なスキルを身に付ける機会の提供や、出会い系イベントの開催による出会いの機会の提供を行う。
		(2) 地域全体で結婚を 応援する制度の確 立	まちキュンご当地婚姻届 ども政策課		ゼロ予算	ゼロ予算	どちぎの特産物(いちご)等でデザインした本県独自の婚烟届をダウンロードサービスにより使用してもらうことにより、結婚に対する気運を醸成する。
			結婚新生活支援事業		41,400	43,680	市町が実施する結婚新生活支援事業新規に対しした世帯に対する住宅取得、住宅賃借、引越に対する助成)に要する経費を補助する。
			どちぎ未来クラブ事業費 (どちぎ結婚応援カード事業費)		6,000	3,777	新婚夫婦や結婚を予定しているカップルを対象に特典サービスが受けられる「どちぎ結婚応援カード(どちマリ)」を企画・販売して交付し、新婚世帯等を応援する経済的負担軽減に繋げるとともに、社会全体で「結婚」に対する気運を醸成する。
			どちぎ未来クラブ事業費 (結婚サポート事業費)		再婚	再婚	地域結婚サポートによる縁結び事業の実施や、地域及び企業内サポーターを対象とした研修を実施する。
			県政出前講座		ゼロ予算	ゼロ予算	幸せ工ヒントの活用等により、広く県民に結婚や子育てについて考える機会を提供する。
			どちぎの高校生「じぶん未来学」推進事業	生涯学習課	2,546	3,050	やがて親となる子どもや若者が親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係等、地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図る。

No.	施策展開の基本方針	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
1	結婚を応援するための取組	(3) 若者の就労支援等	子ども若者・ひきこもり対策進事業費	障害福祉課	26,563	26,563	ひきこもり、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等の総合的な相談窓口である「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター((ボラリス・キドチギ))」や、関係機関が連携して支援を行うための「栎木県子ども・若者支援地域協議会」の運営等を行う。
			職業能力開発校運営事業	労働政策課	32,274	31,940	県央産業技術専門校の新規学卒者を対象とした職業訓練を行う。
			どちぎジョブモール運営費		31,473	31,541	若年者を始め中高年齢者等の求職者を対象に、就職に向けた様々な相談からキャリアカウンセリング、各種セミナーなどの実施、さらに職場見習いなどをワントップで支援する総合的な就労支援施設どちぎジョブモールを運営する。
			若年者就職スキルアップ事業		3,978	-	「ハウチヤー(利用券)」の交付により若年者の職業訓練等の受講費を助成するとともに、「若者就業体験事業」による職場見習いを通じ、若者の早期就職や定着促進を図る。
			インターナシップ推進事業	学校教育課	2,005	1,963	高校生が一定期間産業現場等で就労体験し、産業界等の知識や技能に触れさせること等により、自己の適性や将来設計について考える機会とし、職業意識や勤労意欲を育成する。
			妊娠婦・乳幼児への保健対策の充実	小児救急医療対策事業 医療政策課	172,852	172,391	小児急救拠点病院等の運営費及び施設・設備整備費の助成、小児救急医師研修事業、小児救急電話相談事業センター等の運営費の助成、小児科診療医師研修事業、小児救急電話相談事業等を行う。
2	母子保健対策の推進	(1)	女性の喫煙対策事業費	地域保健福祉職員研修 (母子保健研修)	97	62	乳幼児の児童虐待に関する基本的な対応方法等について研修を行う。
			女性の喫煙対策事業費	健康増進課	360	273	妊娠中の喫煙や受動喫煙が妊婦や胎児に及ぼす影響について啓発するため、パンフレットを作成し、市町の母子手帳交付時等に妊婦やその家族に向け配付する。
			歯科保健推進事業(どちぎ歯の健康センター事業)		18,194	18,194	どちぎ歯の健康センター診療所において障害者歯科医療を提供する。
			永久歯対策事業		4,057	2,569	6歳児とその保護者などを対象に歯科保健指導を実施する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
2	母子保健対策の推進	(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	地域の教育・健康づくり推進課		1,226	1243	保育所や幼稚園関係者、養護教諭や栄養教諭、地域食育関係者等と連携し、普及啓発を行い、家庭の食育推進と地域の関係機関の連携強化を図り、子どもの頃からの生活習慣病を予防する。 ①地域の食と健康づくり推進会議開催 ②地域の食と健康づくり事業の推進

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
2	母子保健対策の推進	(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	妊婦健康診査の受診奨励	こども政策課	ゼロ予算	ゼロ予算	ホームページ等を活用し、妊婦健康診査の受診の必要性について、妊婦及び一般県民に周知する。
			妊娠婦医療費助成事業		262,717	254,213	妊娠婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の増進と福祉的な支援を行う。
			乳幼児突然死症候群(SIDS)等に関する啓発		ゼロ予算	ゼロ予算	「乳幼児突然死症候群」「乳幼児搖さぶられ症候群」を防止するため、ホームページ、ポスター等により、関係機関を通じて周知啓発を行う。
			総合養育支援事業		942	765	特定妊娠やハイリスク児の養育支援体制の整備を図るために、総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関、市町との連携や調整、従事者の資質向上を目的とした専門研修を行う。
			新生児聴覚検査体制強化事業		464	973	聴覚障害の早期発見・早期治療及び療育を図るため、新生児聴覚検査に係る協議会の開催、普及啓発、研修会実施等により、推進体制を整備する。
			頑張るママ応援バースト事業		-	1,519	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等を整備推進するため、実施検討会や妊娠婦メンタルヘルスケア担当者研修会等を実施する。
			こども医療費助成事業		2,447,662	2,443,779	小学6年生までのこどもの疾患の早期発見と早期治療を促進し、健康の増進と福祉的な支援を行う。
			母子保健医療費		30,636	24,180	入院療育が必要な未熟児や入院治療を要する結核に罹患した児童に対し医療の給付を行う。
			自立支援医療(育成)		17,693	19,189	障害を有し、又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童に対し、医療費の支給を行う。
			母子保健診査・検査費		60,184	58,763	先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症等を早期発見し、障害の発見を防止するとともに、小学校1年生を対象に実施する心臓検診への助成を行う。
			乳幼児の健康に関する周知啓発		ゼロ予算	ゼロ予算	母子保健の各種事業を実施する際に、乳幼児の健康づくりに関する情報を提供する。

No.	施策展開の基本方向	施策展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
2	母子保健対策の推進	(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	乳幼児健全育成事業 「どちらの母子保健」資料提供	こども政策課	5,548	5,694	発達に問題のある児童を対象とした、二次健診、関係者によるネットワーク会議、家族支援のための集団教育等を実施する。
		特別支援学校センター的機能充実事業	特別支援教育室	ゼロ予算	ゼロ予算	市町が実施している母子保健事業全般について、統計的にまとめて事業評価を行ってもらうため、「どちらの母子保健」(冊子を作成する。	
	(2) 学童期・思春期からの保健対策の推進	地域の食育・健康づくり推進事業 次世代の健康づくり推進事業	健康増進課	再掲	906	600	特別支援学校が、障害のある児童とその保護者、幼稚園等に対する専門的な支援を行う。
		子どもの心の相談支援体制の強化事業	こども政策課	2,939	2,257	保育所や幼稚園関係者、養護教諭や栄養教諭、地域食育関係者等に連携し、普段から生活習慣病を予防する。 ①地域の食と健康づくり事業の推進 ②地域の食と健康づくり事業の推進	
		思春期教室		743	655	子どもがから適切な生活習慣の定着を図るため、健康づくりの専門家を学校に派遣することによる健康・医学教育の実施や子どもどもども家庭に向けた啓発資料の作成・配布を行う。	
		ピアカウンセラーや成長事業		209	202	思春期の子どもやその保護者に対して、思春期の心身の発達とその対応方法についての正しい知識の提供と普及を図る。	
		母子保健専門相談事業		214	150	思春期の子どもやその保護者に対して、思春期の心身の発達とその対応方法についての正しい知識の提供と普及を図る。	
	(3) 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化	周産期医療対策事業	医療政策課	555,579	555,369	周産期医療に係る諸課題の検討、総合周産期母子医療センターや周産期医療連携センターの運営に対する助成、周産期医療施設医師・看護師研修等を行う。	

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
2	母子保健対策の推進	(3) 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化	母子保健運営事業費 (協議会運営費)	こども政策課	574	511	母子保健事業の総合的、効果的な実施及び母子保健対策の方針を設置する。
		マタニティマーク	ゼロ予算	ゼロ予算	ゼロ予算	ゼロ予算	妊娠が安心して生活できるよう、企業や関係団体と協力したマタニティマークの普及啓発を図る。
		指導活動実践費			237	197	母子保健地域組織の育成者及び地域組織員に対する活動の充実と組織の活性化のための研修等を開催する。
		総合養育支援事業	再掲	再掲	特定妊婦やハイリスク児の養育支援体制の整備を図るために、総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関、市町との連携や調整、従事者の資質向上を目的とした専門研修を行う。		
		子どもの心の相談支援体制の強化支援事業	再掲	再掲	思春期の子どもやその保護者に対して、思春期の心身の発達とその対応方法についての正しい知識の提供と普及を図る。		
		人権・青少年男女参画課	どちぎの子ども育成憲章普及啓発事業	1,143	1,003	「どちぎの子ども育成憲章」を市町、関係機関・団体等の協力を得ながら広く県民に周知するとともに、取組を実施する企業等への実践事例の紹介や実践事例の紹介を通じて、憲章の理念等に沿った具体的な取組を促す。	
		イクメン・ワーママ応援講座(女性活躍応援事業費)		2,046	1,472	イクメンの養成を図るための講座等の開催により、男性の子育て参加の機運醸成を行う。	
		男女共同参画地域活動推進事業(女性活躍応援事業費)		439	375	「男女共同参画推進員や地域で男女共同参画を推進することに意欲のある者を対象に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。」 ・男女共同参画推進員等が行う、特色ある地域活動を表彰する。	
		「男の生活工房(料理教室)(男女共同参画推進事業費)(財団)		60	202	固定的性別割り分担意識を払拭し、料理を通して生活充実意識の向上を図るための講座を開催する。	
		ヒューマンフェスタどちぎの開催		6,519	5,212	「女性」「子ども」などに関する人権問題についての正しい理解を深め、広く人権意識の高揚を図るため、参加体験型の催しを多彩に盛り込んだ総合的な人権啓発イベントを開催する。	
		どちぎ未来クラブ事業費(出会い系)	どちぎ未来クラブ事業費(出会い系)	再掲	再掲	交際におけるスキルアップセミナー等の実施による婚活に必要なスキルを身に付ける機会の提供や、出会い系の機会の提供を行う。	

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
3	地域における子ども・子育て の支援	(1) 社会全体の意識の 醸成	どちぎ未来クラブ事業費 (どちぎ子育て家族応援 事業費)	こども政策課	1,195	970	「どちぎ笑顔つづきカード」事業を実施する。
			どちぎ未来クラブ事業費 (情報発信事業費)	再掲	再掲	再掲	出会いサポート事業(結婚支援事業)、子育て家族応援事業等の周知を行う。
			どちぎ未来クラブ事業費 (どちぎ結婚応援カード事 業費)	再掲	再掲	再掲	新婚夫婦や結婚を予定しているカップルを対象に特典サービスが受けられる「どち ぎ結婚応援カード(どちマリ)」を企業と協力して交付し、新婚出走等を応援する(経 済的負担軽減に繋げる)とともに、社会全体で結婚に対する気運を醸成する。
		県政出前講座	子育て環境づくり推進費	再掲	再掲	再掲	幸せエビソードの活用等により、広く県民に結婚や子育てについて考える機会を提 供する。
			イクメンリ柳＆イクメン マーク活用事業	ゼロ予算	765	627	子育てに関する父親の役割等を示した「父子手帳」を発行し、子育てへの父親の主 体的な関与を促進する。
		人権に関する文集「あす へのびる」	学習資料「人権の窓」	総務課	730	730	人権に関する作文・イラストを募集し、作品づくりをとおして人権意識を高めるととも に、入賞作品(作文は一部)を掲載した文集を、広く人権意識の高揚を図るための 学習・啓発資料として、各学校・市町教育委員会・公民館等に配布する。
		どちぎの高校生人権映像 作品コンクール	保護者用啓発資料「人権 の窓」		477	469	子どもたちが自分の身の回りにある人権問題を正しく理解するとともに、差別のな い温ましい社会を築こうとする態度を身につけられるような学習資料を作成・配布 する。
		人権教育推進費		学校教育課	434	434	高校生が人権をテーマに考えたことや訴えたいことなどを、自ら映像で表現し発信 することでの、人権感覚を磨き人権尊重の社会を築いていこうとする意欲を高める。 保護者等を対象に、子どもの人権を尊重する意識の高揚を図るため、虐待としつ けの違いや、いじめの早期発見の視点、自尊感情を高める言葉掛けの在り方等を掲 載した資料を配布し、保護者会等での活用を促進する。
					149	94	
					719	611	人権尊重の精神の涵養を目指す人権教育を全県的に推進する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
3 地域における子ども・子育て支援の支援	(2) 地域における子ども・子育て支援サーサイズの先実	どちぎの高校生「じぶん未来学」進事業	生涯学習課	再掲	再掲	20,800	やがて親となる子どもや若者が親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係等、地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図る。
		どちぎボランティアNPOセンターの運営	県民文化課	-	-	20,800	ボランティアやNPO等の活動に必要な様々な情報の受発信や交流の拠点等となる「どちぎボランティアNPOセンター」を運営する。
		NPOマネジメント強化事業	-	-	-	822	NPOが安定的に活動を継続するためのマネジメント能力の向上を目的とした講座を開催する。
		病院内保育所運営費補助事業	医療政策課	101,944	94,114	2,452,000	病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進することとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保による必要がある集団保育が困難な児童の保育(以下「病児等保育」という。)を行う。
		地域子ども・子育て支援事業	こども政策課	2,246,384	2,452,000	204,753	全ての子育て家庭を支援するためには必要な事業(延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業等)を実施する市町に対し助成する(子育て世代包括支援センター事業を含む。)。
		放課後児童健全育成事業	再掲	再掲	204,753	175,647	市町が実施する放課後児童健全育成事業(小学生に放課後の生活の場を与える事業)に要する経費への助成や、質の向上のための放課後児童支援員認定資格研修を実施する。
		児童福祉施設整備助成費(放課後児童クラブ)	-	-	-	-	市町等が行う放課後児童クラブの整備に要する経費を助成する。
		地域子育て支援拠点事業	再掲	再掲	2,000	2,000	市町が実施する地域子育て支援拠点事業(乳幼児及びその保護者の交流場所を開設し、育児相談等を行う。)に要する経費を助成する。
		ファミリー・サポート・センター事業	再掲	再掲	500	500	市町が実施するファミリー・サポート・センター事業(子育て中の保護者を会員とした相互援助活動)に要する経費を助成する。
		保育団体研修事業	-	-	-	-	保育団体が実施する保育士資質向上等の研修会の開催に要する経費の一部を補助する。
		食物アレルギー対策事業	-	-	-	-	保育団体が実施する食物アレルギーに関する研修会の開催に要する経費の一部を補助する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
3	地域における子ども・子育て の支援	(2) 地域における子ども・子育て 支援サービスの充実	私立幼稚園振興財団補 助金	こども政策課	183,202	206,843	(公財)栃木県私立幼稚園振興財団が行う退職給付事業に要する経費の一部を補助する。
			栃木県幼稚園運合会補 助金		3,000	3,000	(一社)栃木県幼稚園運合会が実施する教職員に係る研修事業に要する経費の一 部を補助する。
			幼稚園特別研修費補助 金		3,000	3,000	(一社)栃木県幼稚園運合会が実施する幼稚園経営等に係る研修事業に要する経 費の一部を補助する。
			民間育児サービス対策事 業		7,036	3,608	乳幼児保育や延長保育を行う民間の認可外保育施設ににおける入所児童に対す る処遇の水準の向上を図るため、運営費を助成する市町に対し助成する。
			児童福祉施設整備助成 費(病児保育施設)		—	6,000	市町等が行う病児保育施設の整備に要する経費を助成する。
			保育所等整備事業		1,056,983	887,982	保育所等の施設整備に要する経費の一部を補助する。
			認定こども園整備等事業 【厚労省分】		147,931	35,900	認定こども園の保育所機能部分等の施設整備に要する経費の一部を補助する。
			認定こども園整備等事業 【文科省分】		663,941	541,338	認定こども園の幼稚園部分等の施設整備に要する経費の一部を補助する。
			幼稚園耐震化事業		406,644	596,640	幼稚園(認定こども園)の耐震化に要する経費の一部を助成する。
			幼稚園緊急環境整備事 業		105,460	106,585	学校法人立幼稚園等が行う遊具等環境整備に対する助成、及び認定こども園等 における研修を支援する。
			産休等代替職員費		11,218	8,215	保育士等の産休等代替職員費を補助する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
3	地域における子ども・子育て の支援	(2) 地域における子ども も・子育て支援サー ビスの充実	幼稚園運営費補助金(一 種免許料加算分)	こども政策課	2,392	3,390	私立学校振興助成法に基づき、幼稚園教諭の一種免許状の保有を促進するために助成する。
			特別保育事業等推進事 業		312,495 (一部再掲)	463,474 (一部再掲)	子育てど仕事の両立を支援するため、低年齢児保育の運営や食物アレルギーに配慮した給食提供等に対して助成等を行う市町等に対し助成する。
			わんぱく保育推進事業		124,680	103,000	私立幼稚園等が実施する預かり保育に対し助成する。
			子育てランド事業		31,890	28,160	私立幼稚園等が実施する子育て支援事業に対し助成する。
			特別支援教育費補助金		474,712	538,608	私立幼稚園等における特別支援教育に必要な経費の一部を助成する。
			第3子以降保育料免除事 業		818,842	832,197	認定こども園・幼稚園・保育所等に通う第3子以降の児童の保育料を免除する。
			子どものための教育・保 育給付費 (施設型給付事業・地域 型保育給付事業)		7,217,967	8,101,056	施設型給付費及び地域型保育給付費の実施に要する経費の一部を負担する。
			子育て支援員研修事業 費		再掲	再掲	再掲 教育・保育に係る事業に従事する子育て支援員に係る研修を実施する。
			保育士等キャリアアップ 研修事業費		-	再掲	リーダー的な役割を担う保育士等を育成するための研修を実施する。
			保育士・保育所支援セン ター運営事業費		再掲	再掲	どちらぞ保育士・保育所支援センターの運営を行う。
			保育教諭准保等のため の資格取得支援事業 【厚労省分】		7,320	4,200	新制度における幼保連携型認定こども園の職員(保育教諭)には「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方が必要となるため現在幼稚園教諭免許を所有する者が、もう一方の保育士資格を取得するために要する経費等を助成する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
3	地域における子ども・子育ての支援	(2) 地域における子ども・子育て支援事業 （2）も・子育て支援サークルの充実	保育教諭の確保のための資格取得支援事業【文科省等】	こども政策課	14,339	3,775	新制度における幼保連携型認定こども園の職員(保育教諭)は「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方が必要となるため、現在保育士資格を所有する者が、もう一方の幼稚園教諭免許状を取得するために要する経費等を助成する。
			幼稚教育の充実	総務課	2,061	1,963	幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の運営及び教員の内情情報等の充実を図るために必要なための事業を「栃木県総合教育センター(幼稚教育セントラル)」において実施する。 ①幼稚教育の推進事業 ②教育・保育の質の向上事業 ③情報の提供事業 ④調査・研究事業
			放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	9,394	7,958	子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の人たちの参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。
			家庭教育相談事業		14,534	14,077	いじめや不登校、家庭教育に関する悩み等、子どもや保護者の電話相談及びメール相談を実施する。
		(3)児童の健全な育成	美術館費	県民文化課	149,943	145,657	本県出身の美術作家の作品を中心とする国内外の美術作品の展示と各種普及教育活動を行う。
			博物館費		187,114	135,008	本県の歴史や自然に関する資料の展示と自然観察会等の各種普及教育活動を行う。
			環境活動促進支援事業		888	621	緑化の推進や温暖化防止などの環境保全活動に自発的に取り組むこどもエコクラブ等環境団体の活動を支援する。
			「みどり」づくり活動促進事業	地球温暖化对策課	-	531	森林環境教育を受けられる環境づくりを推進するため、モデル的な緑化活動を行う保育所や幼稚園関係者、養護教諭や栄養教諭、地域食育関係者等と連携し、普段から的生活習慣病を予防する。
			地域の食育・健康づくり推進事業	健康増進課	再掲		①地域の食と健康づくり推進会議開催 ②地域の食と健康づくり事業の推進

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
3	地域における子ども・子育て の支援	(3) 児童の健全な育成	次世代の健づくり推進 事業費	健康増進課	再掲	再掲	子どもの頃から適切な生活習慣の定着を図るために、健づくりの専門家を学校に派遣することによる健康・医学教育の実施や子どもと家族に向けた啓発資料の作成・配布を行う。
			地域に根ざした「どちらが健 康21プラン」実践事業費 (子どもたちの料理コンクー ル)		1,770	1,770	食生活改善推進員が地域の栄養・食生活等の健康課題を解決し、「どちらが健 康21プラン(2期計画)」の目標を達成するため、県民を対象に講習会等を開催する。 その中で、特に小学生を対象に食に関する正しい知識と食べ物を選択する力を習 得させ、健全な食生活を実践することができるよう、地域ぐるみで支援するため、 「子どもたちの料理コンクール」を開催する。
			歯科保健推進事業(どら ぎ歯の健康センター事 業)		再掲	再掲	どちらが歯の健康センター診療所において障害者歯科医療を提供する。
			永久歯対策事業		再掲	再掲	6歳児とその保護者などを対象に歯科保健指導を実施する。
			歯科疾患予防推進事業		2,595	1900	小学生を対象にフッ化物洗口事業を実施する。
			児童福祉施設整備助成 費(児童厚生施設)	こども政策課	13,489	3,474	市町等が行う児童厚生施設(児童館)の整備に要する経費を助成する。
			子ども総合科学館運営費		341,164	341,164	子ども総合科学館の運営・管理等の経費
			児童手当		5,006,431	4,878,781	家庭における安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。
			動物愛護指導センター運 営費	生活衛生課	150	144	動物を慈しむ心を育てるため、児童等の団体を対象に、犬の習性や犬への正しい 接し方について説明したり、子犬とのふれあい教室を開催する。
			「どちらが食育応援団」活用 促進事業費	農政課	1,000	1,017	食育を推進するボランティアが「どちらが食育出前講座」を実施したり、食に関する 知識や技術等を指導し、地域に食育の理解促進や普及啓発を図る。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
3	地域における子ども・子育て の支援	(3) 児童の健全な育成	農とふれあう食育実践支 援事業費の一部 (「食べて強くなろうプロ ジェクト」の推進)	農政課	644	763	体づくりや栄養と密接に関連するスポーツを通じて、子どもたちの食育へ理解を深 める。
			農とふれあう食育実践支 援事業費の一部 (食育関連教材の購入)		50	—	子どもに食育を推進するため、どちぎアグリプラザ等に設置している「どちぎ子ども の食育ライブラリー」を充実し、食育の相談や教材の貸出しを行ふ。
			どちぎ食育推進月間開催 事業費		5,004	4,000	毎年10月の「どちぎ食育月間」に「どちぎ食育性推進連絡会」を中心とした関係機関、 団体及び企業等が一体となり、食育関連コンクールの表彰式や食育を身近なもの に感じてもらえる体験講座などを開催する。
			食べて学ぼう地産地消推 進事業費		5,500	3500	学校給食において、地産地消コーディネーター等を活用し、県や市町の推進する 学校給食ににおいて、地産地消コーディネーター等を活用し、県や市町の推進する 取組等を支援する。
			公園管理費	都市整備課	842,908	837,337	県営都市公園の維持管理により環境を整備する。
			広域スポーツセンター事 業	スポーツ振興課	350	350	県民がそれぞれのライフステージに応じて「だれでも、いつでも、どこでも、いつまで も」主体的にスポーツを楽しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・運 営を支援する。
			つながる食育推進事業	学校安全課	4,800	ゼロ予算	栄養教諭と差護教諭等が連携した家庭へのアプローチや、体験活動を通して食へ の理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進すること、家庭に おける食への理解を深めること。
			つなげる食育チャレンジ 推進事業		—	586	子どもの自己管理能力の育成や家庭における食への理解促進等を図 るために、学校と家庭をつなぐ「食育チヤレンジート」の活用及び生産者などの関係 団体と連携した取組等、学校を核として各主体とつながることにより、食育を推進す る。
			食育推進啓発事業		101	101	食への感謝や食文化を尊重する心の育成も含めた広い意味での食育推進啓発の ための絵画やポスターを募集し、優れた作品を表彰、展示するとともにポスターを 作成し、広く県民に食育推進の啓発を図る。
4	子どもの心身の健やかなな 成長を支える教育環境等の整 備	(1) 次代の親の育成	どちぎの高校生「じぶん未 来学」推進事業	生涯学習課	再掲	再掲	やがて親となる子どもや若者が親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間關 係等、地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着 や定住意識の醸成を図る。
		(2) 学校等における教 育環境等の整備	私立高等学校授業料減 免補助金	文書学事課	106,114	130,241	私立高等学校が低所得者世帯の生徒に対して行う授業料減免事業に対し助成す る。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
4	子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	(2) 学校等における教育環境等の整備	高等学校等就学支援金 奨学のための給付金(私学)事業	文書学事課	2,821,891	3,009,257	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るために、保護者等の収入が一定額未満の生徒に対して就学支援金を支給する。
			私立小中学校等児童生徒支援奨学証事業費		218,973	249,277	授業料以外の教育負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給する。
			私立高等学校等学び直し支援金		10,421	17,126	私立の小中学校に通う収入が一定の水準以下の世帯の児童生徒に対して授業料の軽減を図るために支授金を支給する。
			いきいき栎木つ子3あい運動の推進	総務課	3,604	3,699	高等学校等中退者が再び新立高等學校等で直す場合、卒業するまでの間(最長2年間)、授業料支援として高等学校等就学支援金相当額を支給する。
			教職員研修事業		68	68	本県独自の教育運動である「いきいき栎木つ子3あい運動」の普及・啓発を図るために、「いきいき写真ニュース」を作成・配布する。
			幼児教育の充実	再掲	9,587	9,377	教職員の資質・能力の向上を図るために基本研修及び専門研修を実施する。
			高校生の奨学のための給付金事業		420,910	409,812	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を支給する。
			いきいきプロジェクト(少人数学級の充実)	教職員課	47,004	47,733	勤学意欲があまりながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対し、奨学金を貸与する。
					1,899,689	2,227,368	児童生徒一人の率を踏まえたきめ細かな指導により、良さや可能性を引き出し育てる教育を推進するために、小中学校において少人数学級を実施する(小学校第1学年から第4学年及び中学校全学年ににおける少人数学級推進事業)。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
4	子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	(2) 学校等における教育環境等の整備	スマイルプロジェクト(非常勤教師配置の充実)	教職員課	496,720	496,132	小学校の低学年において必要度の高い学級、指導困難な状況が見られる小学校に非常勤講師を配置する。
		体験活動推進事業費	学校教育課	ゼロ予算	ゼロ予算	日本や地域の伝統・文化に関わる体験活動、児童・高齢者・障害者・外国人等との交流活動等、児童・生徒の社会性を育成するための体験活動を行う。	
		スクールサポート推進事業(いじめ・不登校等対策チーム)		34,369	34,397	各教育事務所に「いじめ・不登校等対策チーム」を設置し、管内の市町教育委員会や県教育委員会学校教育課及び特別支援教育室と連携しながら、学校支援等を行う。	
		スクールカウンセラーアイデア		195,655	201,990	いじめ、暴力行為、児童虐待等児童生徒指導上の課題を解決するため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーアイデアを配置する。	
		生徒指導推進協力員等配置事業費		8,434	7,878	小学校における教育相談体制や生徒指導体制の充実を図るために、「生徒指導推進協力員」及び「学校相談員」を配置する。	
		学校評議員制度推進事業費		2,250	2,190	県立学校に学校評議員を置き、地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携・協力しながら特色ある教育活動を推進する。	
		外国人指導助手配置費		113,303	112,226	県立学校における英語教育の改善・充実を図り、国際理解教育を推進するため、外国人指導助手の配置する。	
		キャリア教育推進事業費		9,168	6,428	児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、主体的に進路を選択・決定する能力・態度を育成する。	
		高等学校等就学支援金支給事業費		3,668,466	3,638,631	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るために、一定の収入額未満の世帯に対して就学支援金を支給する。	
		「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動事業	生涯学習課	93	108	次代を担う心豊かな栃木の子どもたちを育成するため、「栃木の子どもをみんなで育てる」運動を展開して普及啓発活動を行い、家庭や地域の教育力の向上を図る。	
		家庭教育相談事業		再掲	再掲	いじめや不登校、家庭教育に関する悩み等、子どもや保護者の電話相談及びメール相談を実施する。	

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
4	子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	(3) 家庭や地域の教育 力の向上	どちざき子どもたちの未来創造 大学推進事業	生涯学習課	5,060	4,107	子どもたちの学力向上の基礎づくりのために、学校における学習に加えて、学ぶ意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度を涵養する必要があることから、「本物」にふれる学習機会を提供する。
		学校支援地域本部事業			1,726	2,220	地域住民が学習成果を活かして、積極的に教育支援活動に参加しやすい環境をつくるため、学校支援を核として、各活動の企画運営の中心となり、学校や地域、団体等との総合的な調整を行うコーディネーターの養成と活動支援等を通して、地域教育活動の活性化を図る。
		放課後子ども教室推進事業		再掲			子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の人たちの交流活動等の得て、子どもたちとともに剣道・スポーツ・文化活動、地域スポーツ・文化活動等の取組を実施する。
		広域スポーツセンター事業	スポーツ振興課	再掲			県民がそれぞれのライフステージに応じて「だれでも、どこでも、いつまでも、いつも」主張的にスポーツを親しみことのできる「総合型地域スポーツクラブ」の創設運営を支援する。
		(4) 子どもを取り巻く有 害環境対策の推進	社会環境整備浄化活動 の推進	人権・青少年男女参 画課	1,255	1,271	栃木県青少年健全育成条例の一部改正の周知、効果的な運用を図り、各地区青少年育成連絡協議会による携帯電話販売業者、書店、図書類自動販売機等への立入調査、栃木県青少年健全育成条例の指定期等により、青少年にとって良好な社会環境を整備する。
			青少年のインターネット利 用環境づくり		623	646	関係機関団体が連携し、インターネットに関する様々な課題を捉えた県民参加型のフォーラムの開催や、栃木県青少年健全育成条例の一部改正に伴う携帯電話販売店への立入調査等の実施、各種イベントでの広報活動等を推進し、インターネットを介した犯罪被害やネット依存等の防止を図る。
		次世代の健康づくり推進 事業費	健康増進課	再掲			子どもの頃から適切な生活習慣の定着を図るため、健康づくりの専門家を学校に派遣することによる健康・医学教育の実施や子どもと家族に向けた啓発資料の作成・配布を行う。
		薬物乱用防止指導員の 設置	薬務課		1,548	1,204	栃木県薬物乱用防止指導員148名を設置し、各学校での講演活動等の地域に根ざした薬物乱用防止普及活動を行う。
		薬物乱用防止普及啓発 事業			1,377	1,377	県内全ての小学校5年生、6年生、中学・高校生向けのリーフレットを年代別に作成し、夏休み前に配布する。また、県内の新成人に対しても薬物乱用防止啓発リーフレットを作成し、配布する。
		薬物乱用防止巡回・ト ロール事業			516	516	中高生等の終業時間である午後3時頃から、県内各地のスーパー等の集客力のある場所において啓発活動を行う。
		薬物乱用防止広報車「き らきら号」による薬物乱用 防止教室の実施	少年課		412	412	県内の小学生に対して、薬物乱用の恐ろしさや、薬物乱用に対する正しい知識を普及啓発する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
4	子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	サイバー防犯ボランティアに対する活動支援事業	生活環境課	98	20	県内のサイバーフィルム講師を派遣し研修を行い、インターネット空間の浄化活動や犯罪被害防止のための教育活動等を支援する。
5	子育て等を支援する生活環境の整備	(1) 良好な居住環境の整備	快適で安全な道路づくり事業	道路整備課	10,287,280	10,343,998	県民の安全で安心な暮らしを支える道づくり(歩道等の整備、交通弱者に対する歩行環境の確保等)を推進する。
		(2) 土地区画整理事業	都市計画課		1,401,738	1,401,737	公共施設(道路、公園等)の整備と宅地の利用増進を図ることによる、市街地における良好な居住環境の整備を支援する。
		(3) 公園整備費	都市整備課		243,560	523,780	県営都市公園の再整備等(遊具の更新)を行う。
		(4) 県営住宅整備事業	住宅課		669,383	769,363	ゆとりあるバリアフリー化した公営住宅の住戸改善工事や子育て世帯のニーズを反映した公営住宅への達替え工事を行う。
		(5) 県営住宅管理事業			ゼ口予算	ゼ口予算	子育て世帯の県営住宅への入居資格(收入基準)の緩和や多子世帯の県営住宅への優先入居を行う。
		(6) 安全で安心な住まいづくり推進事業			ゼ口予算	ゼ口予算	住み替え支援や居住支援のための「栃木県住生活支援協議会」設置・運営する。
		(7) ひとにやさしいまちづくり推進事業	保健福祉課		357	357	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の普及・啓発と栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を開催する。
		(8) 交通バリアフリー推進事業	交通政策課		3,018	2,976	おもやり駐車スペースの普及・適正利用啓発と利用証を作成する。
		(9) 街路事業	都市整備課		20,000	22,500	交通機関利用者が安全で円滑に利用できるよう、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入や鉄道駅のバリアフリー化設備整備に対する助成を行う。
							歩行者や自転車が快適に通行できる環境を確保するため都市計画道路(街路)の整備を行う。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
5	子育て等を支援する生活環境の整備	(1) 良好な居住環境の整備	高齢運転者等専用駐車区間制度の普及(交通安全全施設整備事業の一部)	交通規制課	1,702,391 (一部)	1,741,402 (一部)	妊娠婦が日常生活において安全かつ容易に駐車できる場所を確保する。
6	仕事と生活との両立の支援	(1) 勤き方の見直し	ふれあい育む「家庭の日」普及啓発事業	人権・青少年男女参画課	158	165	「家庭の日」(毎月第3日曜日)の一層の定着を図り、家族の絆の意義と家庭と地域社会とのつながりの重要性をアピールする。 ① 納日記コンテストの実施 ② 普及啓発チラシ等の作成 ③ 県有施設小人料金優待制度の実施 ④ 市町、企業、団体等に対する「家庭の日」の取組の要請 等
			どちらか女性活躍応援団事業 (女性活躍応援事業費)		4,632	3,501	女性の活躍を含めた働き方改革にオール株木体制を取り組んでいくため、官民連携により、「どちらか女性活躍応援団」を運営することにより、県内の機運醸成を図る。
			男女生き企業認定事業 (女性活躍応援事業費)		209	200	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む企業等を、「男女生き活き企業」として認定し、さらに、特に優れた取組みを行う企業を表彰することにより、県内企業の取組意欲を喚起する。
			男女共同参画地域活動推進事業 (女性活躍応援事業費)		再掲	再掲	・男女共同参画地域推進員や地域で男女共同参画を推進することに意欲のある者を対象に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。 ・男女共同参画推進員等が行う、特色ある地域活動を表彰する。
			男性の働き方見直し講座 (女性活躍応援事業費)		86	86	30~50代の働く男性を対象に、実技も交えながら、仕事と家事・介護との両立のための知識等を学ぶことができる講座を開催する。
			イクメン川柳やイクメンマークの活用事業 二ども政策課		再掲	再掲	イクメン川柳やイクメンマークの活用により、父親の子育てへの参加に対する気運の醸成を図る。
			子育て環境づくり推進費		再掲	再掲	子育てに關する父親の役割等を示した「父子手帳」を発行し、子育てへの父親の主体的な関与を促進する。
			仕事と家庭の両立支援普及啓発事業	労働政策課	ゼロ予算	ゼロ予算	事業所における労働環境の整備促進と労働者への意識啓発 ①仕事と家庭の両立に関するメールマガジン ②県ホームページへの好事例等掲載
			今こそ働き方改革!理解促進セミナー		-	820	県内企業の働き方改革に対する理解を深めたため、セミナーを開催する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容	
6	仕事と生活との両立の支援	(1) 動き方の見直し	「働き方改革」推進本部 要請行動	労働政策課	ゼロ予算	ゼロ予算「働き方改革」の実現に向け、県内主要労使団体及び企業への協力要請を実施		
			男女共同参画地域活動 (女性活躍応援事業費)	人権・青少年男女参 画課	再掲	再掲 男女と共に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人 材を育成する。 ・男女共同参画推進員等が行う、特色ある地域活動を表彰する。		
		(2) 仕事と子育ての両立の基盤整備	再チャレンジ支援 (男女共同参画推進事業 費) (財団)		450	447 女性の社会参加やエンパワーメントを促進するため、就業等に必要な知識や技能 の習得を目指した講座を提供し、再チャレンジを支援するための講座を開催する。		
			おしごと相談ルーム(女性 活躍応援事業費)		629	629 女性活躍を推進する上で重要な要素である女性の就労促進に取り組むため、キャ リアカウンセラーを配置する。		
			チヤレーショップ(女性 活躍応援事業費)		625	1,042 販売や仕入れ、接客等、実際の起業に必要なスキルを学ぶとともに、「自分の店を 持つて商売をしてみたい」という夢を持つている女性の起業に向けた支援を行う。		
			キャリアアップ支援(男女 共同参画推進事業費)		20	295 就業や自主活動を行う上での実践力を向上させるため、必要な知識や技能の習得 を支援するための講座を開催する。		
			ブチ起業支援事業(地域 女性活躍加速化事業費)		450	450 「自分らしく働く」を目指し、起業を目指す女性を支援するため、講座、交流会、相談 会を開催する。		
			イクメン・ワーママ応援講 座(女性活躍応援事業費)		再掲	再掲 イクメンの養成を図るための講座等の開催により、男性の子育て参加の機運醸成 を行う。		
			地域子ども・子育て支援 事業	こども政策課	再掲	再掲 全ての事業(延長保育事業、放課後児童健全 育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業等)を実施 する市町に對し助成する(子育て世代包括支援センター事業を含む。)。		
			地域子育て支援拠点事 業		再掲	再掲 市町が実施する地域子育て支援拠点事業(乳幼児及びその保護者の交流場所を 開設し、育児相談等を行う。)に要する経費を助成する。		
			ファミリー・サポート・セン ター事業		再掲	再掲 市町が実施するファミリー・サポート・センター事業(子育て中の保護者を会員とし た相互援助活動)に要する経費を助成する。		

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
6	仕事と生活との両立の支援	(2) 仕事と子育ての両立の基礎整備	放課後児童健全育成事業	こども政策課	再掲	再掲	市町が実施する放課後児童健全育成事業(小学生に放課後の生活の場を与える事業)に要する経費への助成や、質の向上のための放課後児童支援員認定資格研修を実施する。
			働きやすい職場づくりシンポジウム開催事業	労働政策課	89	—	働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業の参加によるシンポジウムの開催
			仕事と家庭の両立支援普及啓発事業		再掲	再掲	事業所における労働環境の整備促進と労働者への意識啓発 ①仕事と家庭の両立に関するメールマガジン ②県ホームページへの好事例等掲載
			仕事と家庭の両立応援宣言企業普及事業		ゼロ予算	ゼロ予算	「いい仕事いい家庭つづきとちぎ宣言」企業を募集する。
			どちら働きやすい企業普及推進事業		ゼロ予算	ゼロ予算	従業員の子育てへの配慮、女性の能力発揮等の様々な課題に取り組む企業を募集し、及びHPにより紹介する。
			今こそ働き方改革！無料相談会開催事業		—	318	働き方理解促進セミナーのフォローアップとして、無料相談会を実施
			企業の働きやすさ個別診断・改善応援事業		—	1,974	県内企業へアドバイザーを派遣し、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進する。
			どちらジョブモール運営費		再掲	再掲	若年者を始め中高年齢者等の求職者を対象に、就職に向けた様々な相談からキャリアカウンセリング、各種セミナーなどの実施、さらに職場定着までワンストップで支援する総合的な就労支援施設「どちらジョブモール」を運営する。
7	子どもの安全の確保	(1) 総合的な交通安全対策の推進	交通安全対策事業	くらし安全安心課	15,149	13,312	交通安全県民総ぐるみ運動等を展開し、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない地域社会づくりに取り組む。
		(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	安全なまちづくり推進事業	交通安全企画課	1,021	989	通学路における交通指導及び関係機関・団体と連携した児童等の保護誘導活動を推進するとともに、年齢に応じた交通安全教育を実施する。
							「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、県民が安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
7	子どもの安全の確保	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進	警察スクールサポーターの運用	生活安全企画課	48,233	50,940	子どもを誘拐等の犯罪から守るため、小・中学校等の関係機関及び防犯ボランティア団体等と協働し、犯罪撲滅防止教育への支援や安全・トロール活動等により、子どもの安全確保対策を推進する。
		自主防犯活動支援事業			3,195	3,286	地域住民による自主防犯活動の推進を図るため、県内で発生した子どもに対する声掛け事業や不審者情報等をメールやインターネットAXで配信し、防犯ボランティア団体等による子ども見守り活動等を支援する。
	(3) 防災対策の推進	民間事業者との災害時応援協定の締結	危機管理課	ゼロ予算	ゼロ予算	女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や事業者と協定を締結し、食料、生活必需品の調達に努める。	
		防災パンフレット作成及び普及啓発(男女共同参画推進事業)	人権・青少年男女参画課	ゼロ予算	ゼロ予算	男女共同参画の視点に立った防災対策についての普及啓発パンフレットの作成。	
		ハザード防災フォーラム(災害対策強化事業費)		-	668	男女共同参画の視点に立った防災の学習及び避難所体験を実施する。	
		男女共同参画地域推進事業(女性活躍応援事業費)		再掲	再掲	・男女共同参画地域推進員や地域で男女共同参画を推進することに意欲のある者を対象に、活動に必要な知識や技法を習得し、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。 ・男女共同参画推進員等が行う、特色ある地域活動を表彰する。	
		どちぎ男女共同参画センター相談支援事業(女性活躍応援事業費)	人権・青少年男女参画課	1,956	1,947	家庭・夫婦の問題、DVに關すること、人間関係その他女性の様々な相談に対し、電話・面接で対応し、関係機関と連携しながら助言、指導、情報提供等を行うほか、女性弁護士による法律相談や女性医師による健康相談も行う。	
		発達障害者支援センター相談支援費	障害福祉課	再掲	再掲	自閉症はじめとする発達障害に関する相談、就労に関する相談、普及啓発及び研修等を実施する。	
8-1	保護を必要とする子育て家庭等への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実	こども政策課	337	272	高度な専門的知識を必要とするものに対する外部からの専門家からの助言を行うなど、児童相談所に対し、技術的援助及び職員の研修等を行う。	
		スーパーバイズ機能強化事業	被虐待児フォローアップ事業	382	382	虐待による心の傷や家族からの分離による心の不安を持つ施設入所の被虐待児において、心理的治療援助を行う。	
		365日相談体制整備事業		9,495	9,195	保護者や児童本人からの相談に応じるため、電話相談員を配置して365日(午前9時～午後8時)「テレホン児童相談」を実施する。	

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
8-1	保護を必要とする子育て家庭等への支援	(1) 児童虐待防止対策 の充実	連携強化事業 子どもの居場所づくりサポート事業	こども政策課	1,050	936	主任児童委員研修や市町村職員研修を実施する。 市町村が実施する支援の必要な子どもの健全な成長と自立を促すための居場所づくり取組に対して助成する。
		(2) 社会的養護体制の充実	里親登録推進事業 ふれあい里親事業	こども政策課	26,754	19,217	里親制度の普及啓発を図るためのPRチラシの作成及び家庭養護を推進するための里親と委託児童とのふれあい体験事業を実施する。
			児童養護施設等職員研修事業		697	631	
			施設職員処遇援助事業		7,855	7,722	施設職員の研修等を行う。
			児童家庭支援センター運営等事業		275	352	施設職員の研修及び困難事例の検討等を行う。
			児童保護措置費(母子生活支援施設)		26,016	30,248	地域に密着した相談を行う児童家庭支援センターの運営に對し助成する。
			児童保護措置費(母子生活援助ホーム)		28,345	15,100	母子自立支援施設措置等に要する経費を支給する。
			児童保護措置費(自立援助ホーム)		85,361	86,514	自立援助ホーム措置等に要する経費を支給する。
			児童保護措置費(児童自立支援施設)		1,772	1,001	児童自立支援施設措置等に要する経費を支給する。
			退所児童等の社会的自立支援事業		3,000	3,000	児童養護施設等が組合員となり設立された「とちぎユースアフターケア事業協同組合」において児童養護施設退所児童等に対する生活資金等の貰付事業を実施する。
			社会的養護自立支援事業		12,956	16,122	引き続き支援が必要な22歳までの児童養護施設退所者等に対し、生活相談、就労相談及び経済的支援を実施する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容	
8-1	保護を必要とする子育て家庭等への支援	(2) 社会的養護体制の充実	就学者自立生活援助事業	こども政策課	-	26,434	自立援助ホームから大学等に就学する20歳到達後から22歳までの者に対する、生活費や資格取得費等の経済的支援を実施する。	
		児童養護施設等職員研修事業		再掲				
		(3) 障害児施策の充実	発達障害者支援センター 障害福祉課	再掲			再掲	
			特別支援教育コーディネーター連携協議会	特別支援教育室	ゼロ予算	ゼロ予算	発達障害の可能性のある児童生徒に対する一貫した支援体制の確立に向けて協議する。	
			発達障害児等支援事業	特別支援教育室	972	651	幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する、発達障害の可能性のある児童生徒への支援を充実させるため、専門家を派遣する。	
			特別支援学校職業教育指導体制構築事業		2,143	2,048	特別支援学校(知的障害)高等部において、企業等の外部専門家の活用により、企業ニーズに応じた職業教育の充実を図る。	
			特別支援学校センター的機能充実事業		再掲	再掲	特別支援学校が、障害のある児童とその保護者、幼稚園等に対する専門的な支援を行う。	
			ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1) 相談機能の充実	母子・父子自立支援員配置事業	12,528	12,630	各健康福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等を実施する。
					母子家庭等就業・自立支援センター事業	21,741	19,837	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、職業紹介等の一貫した就業支援サービスの提供を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談の実施等、総合的な自立支援を実施する。
					「ひとり親家庭等のしおり」の作成	ゼロ予算	ゼロ予算	「ひとり親家庭等のしおり」の作成し、配布する。
		(2) 子育て・生活支援の充実	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	こども政策課	1,879	1,530	ひとり親家庭等が一時的に介護や保育等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し支援を行う。	

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
8-2	ひとり親家庭等の自立支援の推進	(2) 子育て・生活支援	児童保護措置費(母子生活支援施設)	こども政策課	再掲	再掲	母子自立支援施設措置等に要する経費を支給する。
		県営住宅管理事業	住宅課	再掲	再掲	再掲	子育て世帯の県営住宅への入居資格(収入基準)の緩和や多子世帯の県営住宅への優先入居を行う。
	(3) 就業支援対策の充実	母子家庭等就業・自立支援センター事業	こども政策課	再掲	再掲	再掲	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るために、就業相談、就業支援講習、職業紹介等の一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談の実施等、総合的な自立支援を実施する。
		母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭等自立支援給付金事業	16,289	27,474	27,474	母子家庭の母等の雇用の安定と就業促進を図るため、母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練料給付金、高等職業訓練促進給付金)を支給する。
		特定者資格証明書発行事業	特定者資格証明書発行	ゼロ予算	ゼロ予算	ゼロ予算	児童扶養手当受給者に対し、JR運賃通勤定期代が割引になる「特定資格証明書」を市町を通過して発行する。
		離職者等再就職訓練事業	労働政策課	10,998	10,998	10,998	ひとり親家庭の親等が就職に必要な知識・技術を取得できるよう、民間の教育機関を活用した委託訓練(一時託児サービス付き)を実施する。
	(4) 養育費確保に向けた支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業	こども政策課	再掲	再掲	再掲	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るために、就業相談、就業支援講習、職業紹介等の一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談の実施等、総合的な自立支援を実施する。
	(5) 経済的支援の充実	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども政策課	452,830	542,514	902,678	母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。
		児童扶養手当費				870,076	生活の安定と自律を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。
		ひとり親家庭医療対策費				263,609	252,958
		「ひとり親家庭等のしおり」の作成・配布事業				再掲	ひとり親家庭等のしおりの作成し、配布する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
8-3	子どもの貧困対策の推進	(1) 教育支援の充実	私立高等学校等学び直し支援金	文書学事課	再掲	再掲	高等学校等中退者が再び私立高等学校等で学び直す場合、卒業するまでの間(最長2年間)、授業料支援として高等学校等就学支援金相当額を支給する。
		私立高等学校授業料減免補助金			再掲	再掲	私立高等学校が低所得者世帯の生徒に対して行う授業料減免事業に対し助成する。
		高等学校等就学支援金			再掲	再掲	私立高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため、保護者等の収入が一定額未満の生徒に対して就学支援金を支給する。
		奨学のための給付金(私学)事業			再掲	再掲	授業料以外の教育負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して授業料の給付金を支給する。
		私立小中学校等児童生徒支援奨励事業費			再掲	再掲	私立の小中学校に通う収入が一定の水準以下の世帯の児童生徒に対して授業料の軽減を図るために支援金を支給する。
		生活困窮世帯への学習支援等事業	保健福祉課		24,338	25,728	貧困の連鎖の防止を図るために、生活困窮世帯の子どもを対象とする学習支援等を実施する。
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども政策課		再掲	再掲	母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。
		教職員研修事業	総務課		再掲	再掲	教職員の資質・能力の向上を図るために基本研修及び専門研修を実施する。
		高校生の奨学のための給付金事業			再掲	再掲	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を支給する。
		高等学校等修学奨励事業			再掲	再掲	勉学意欲があまりながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対し、奨学金を貸与する。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
8-3 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育支援の充実	どちらかで学力向上を図るため、児童生徒の指導上の課題を解決するため、教員による学力向上システムを充実させる。	学校教育課	153,594	301,169		
	スクールカウンセラー配 置事業	再掲	再掲				いじめ、暴力行為、児童虐待等児童生徒指導上の課題を解決するため、小・中・高 等学校にスクールカウンセラーを配置する。
	スクールソーシャルワー カー活用事業	11,346	11,346				貧困等の福祉的支援が必要な家庭に対し、福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行なう。
	高等学校等就学支援金 支給事業費(学び直し支 援金)			1,006	1,006		高校等中退者が高校等に再び入学して学校に通う場合、卒業するまで授業料(最長2年間)に係る支援をするための高等学校等就学支援金相当額を支給する。
	特別支援学校就学奨励 費	特別支援教育室	271,165	264,190			特別支援学校の児童生徒の保護者等に対して、教科用図書の購入費、学校給食費、寄宿舎居住に伴う経費、交通費等を支給する。
	地域未来塾	生涯学習課	1,014	878			経済的な理由や家庭の事情等の様々な理由により、学習の遅れがちな中学生を対象に、大学生や教員の日本等の地域住民の協力による学習支援を実施し、学習意欲の確立と基礎学力の定着を図るとともに、地域住民の主体的な活動を促し、地域教育活動の活性化を図る。
	(2) 生活支援の充実	生活困窮者自立相談支 援事業	37,818	37,641			生活困窮者の就労その他の自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行なう事業を実施する。
		生活困窮者家計相談支 援事業	436	436			生活困窮者の家計に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行なう事業を実施する。
		生活困窮者への学習 支援等事業	再掲	再掲			貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮世帯の子どもを対象とする学習支援等を実施する。
		生活困窮者住居確保保 付金支給事業	1,353	1,288			生活困窮者のうち、離職等により経済的に困難し、現に居住する住宅の家賃を支払うことが困難となり、就職を容易にするために住居を確保する必要がある者に対して給付金を支給する事業を実施する。
	次世代の健康づくり推進 事業費	健康増進課	再掲	再掲			子どもの頃から適切な生活習慣の定着を図るために、健康づくりの専門家を学校に派遣することによる健康・医学教育の実施や子どもと家族に向けた啓発資料の作成・配布を行う。

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
8-3	子どもの貧困対策の推進	(2) 生活支援の充実	放課後児童健全育成事業 ニども政策課	再掲	再掲	市町が実施する放課後児童健全育成事業(小学生)に放課後の生活の場をとえる事業)に要する経費への助成や、質の向上のための放課後児童支援員認定資格研修を実施する。	
			児童福祉施設整備助成費(放課後児童クラブ)	再掲	再掲	市町等が行う放課後児童クラブの整備に要する経費を助成する。	
			ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	再掲	再掲	ひとり親家庭等が一時的に介護や保育等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し支援を行う。	
			母子・父子自立支援員配置事業	再掲	再掲	各健康福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等を実施する。	
			児童保護措置費(母子生活支援施設)	再掲	再掲	母子自立支援施設措置等に要する経費を支給する。	
			子どもの居場所づくりサポート事業	再掲	再掲	市町村が実施する支援の必要な子どもたちの健全な成長と自立を促すための居場所づくり取組に対して助成する。	
			母子家庭等就業・自立支援センター事業	再掲	再掲	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、職業紹介等の一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談の実施等、総合的な自立支援を実施する。	
			退所児童等の社会的自立支援事業	再掲	再掲	児童養護施設等が組合員となり設立された「どちぎユースアフターケア事業協同組合」において児童養護施設退所児童等に対する生活資金等の貸付事業を実施する。	
			社会的養護自立支援事業	再掲	再掲	引き続き支援が必要な22歳までの児童養護施設退所者等に対し、生活相談、就労相談及び経済的支援を支援コーディネーターが統括して実施する。	
			就学者自立生活援助事業	-	再掲	自立援助ホームから大学等に就学する20歳到達後から22歳までの者に対する、生活費や資格取得費等の経済的支援を実施する。	

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
8—3 子どもの貧困対策の推進	(2) 生活支援の充実	365日相談体制整備事業 父子父母寡婦福祉資金 賞付事業	こども政策課 再掲 再掲 再掲	再掲 再掲 再掲	保育者や児童本人からの相談に応じるために、電話相談員を配置して365日(午前9時～午後8時)「子連れ児童相談」を実施する。 父子、父母及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。		
		県営住宅管理事業 安全で安心な住まいづくり推進事業	住宅課 再掲	再掲	子育て世帯の県営住宅への入居資格(収入基準)の緩和や多子世帯の県営住宅への優先入居を行う。		
		放課後子ども教室事業	生涯学習課 再掲	再掲	住み替え支援や居住支援のための「栃木県住生活支援協議会」設置・運営する。		
		保護者に対する就労支援の充実	保健福祉課 生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業 被保護者就労支援事業 生活保護制度	保健福祉課 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲	子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の人たちの参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。 生活困窮者の就労その他の自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。 複合的な課題を抱え直ちに就職するに人が困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業を実施する。 被保護者への就労相談、求職活動支援等を実施する。 複合的な課題を抱え直ちに就職するに人が困難な被保護者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行つ事業を実施する。 国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困難の程度に応じ、必要な保護を行ひ、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。		

No.	施策展開の基本方向	施策の展開 中項目	事業名	所管課	H29予算額 (千円)	H30予算額 (千円)	事業内容
8-3	子どもの貧困対策の推進	(3) 保護者に対する就労支援の充実	母子家庭等自立支援給付金事業	こども政策課	再掲	再掲	母子家庭の母等の雇用の安定と就業促進を図るため、母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金)を支給する。
			どちらぎジョブモール運営費	労働政策課	再掲	再掲	若年者を始め中高年齢者等の求職者を対象に、就職に向けた様々な相談からキャリアカウンセリング、各種セミナーなどの実施、さらに職場定着まではワントップで支援する総合的な就労支援施設「どちらぎジョブモール」を運営する。
	(4) 経済的支援の充実	生活保護制度	保健福祉課	再掲	再掲	再掲	国が生活に困難する全ての国民に対し、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	こども政策課	再掲	再掲	再掲	母子、父子及び寡婦家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。
		母子家庭等就業・自立支援センター事業		再掲	再掲	再掲	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、就業相談、就業支援講習、職業紹介サービスの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談の実施等、総合的な自立支援を実施する。
		児童扶養手当費		再掲	再掲	再掲	生活の安定と自律を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。
		ひとり親家庭医療対策費		再掲	再掲	再掲	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する市町に対し、助成額の1/2を補助する。
		計		54,574,832	56,224,626	H30予算額 - H29予算額	1,649,794千円増

* 予算額の計は、両年度ともに、「再掲」、「ゼロ予算」及び「(予算額の)一部」を除いたものです。

「とちぎの子ども・子育て支援条例（仮称）」の概要（案）

○目的

子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与すること

○定義

子ども：おおむね18歳未満の者

保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

子ども・子育て支援：子どもを生み、育てようとする者への支援、全ての子どもの健やかな成長のための子ども及び保護者に対する支援

子ども・子育て支援機関等：子ども・子育て支援を行う機関、施設及び団体

○基本理念

- ・結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目ない支援に取組むこと
- ・関係機関相互の連携、協力のもとに社会全体で取組むこと
- ・子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること
- ・結婚、妊娠・出産、子育てに関する個人の価値観を尊重すること

○県の責務

- ・子ども・子育て支援施策を総合的に策定し、実施する

○県と市町村との協力

- ・それが実施する子ども・子育て支援施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力する

○基本計画の策定

- ・審議会の意見を聴き、子ども・子育て支援に関する基本計画を定める



○関係者の責務

- ・保護者は、子育ての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努める
- ・子ども・子育て支援機関等は、子ども・子育て支援活動を積極的に推進し、県等が実施する施策に協力するよう努める
- ・事業者は、雇用者が職業と家庭の両立を図る環境整備に努めるとともに、県等が実施する施策に協力するよう努める
- ・県民は、子ども・子育て支援について理解と関心を深め、県等が実施する施策に協力するよう努める

○基本的施策

- ・結婚の支援等　・母子保健医療体制の充実等　・子ども・子育て支援サービスの充実
- ・教育環境等の整備　・生活環境の整備　・仕事と生活の両立支援　・困難を抱えた子どもや家庭への支援　・財政上の措置

○子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成

- ・子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成　・家庭の日　・とちぎの子ども育成憲章

とちぎの子ども・子育て支援条例（仮称）（骨子案）

H30(2018).6.22 こども政策課

1 目的

この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策（以下「子ども・子育て支援施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ①子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- ②保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- ③子ども・子育て支援 子どもを生み、育てようとする者に対する支援及び全ての子どもの健やかな成長のための子ども及び保護者に対する支援をいう。
- ④子ども・子育て支援機関等 子ども・子育て支援を行う機関、施設及び団体をいう。

3 基本理念

子ども・子育て支援施策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- ①結婚、妊娠・出産及び子育ての各段階に応じた切れ目ない支援に取り組むこと。
- ②県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。
- ③子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
- ④結婚、妊娠・出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重すること。

4 県の責務

県は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

5 県と市町村との協力

県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6 保護者の責務

保護者は、基本理念にのっとり、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

7 子ども・子育て支援機関等の責務

子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援施策に協力するよう努めるものとする。

8 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援施策に協力するよう努めるものとする。

9 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援施策に協力するよう努めるものとする。

10 基本計画の策定

- (1) 知事は、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- (2) 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ①子ども・子育て支援施策の基本的方向
 - ②子ども・子育て支援施策の内容
 - ③上記に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項
- (3) 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- (4) 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (5) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

11 結婚の支援等

- (1) 県は、市町村等と連携し、結婚を望む者に対し、結婚支援に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 県は、結婚を望む者が経済的に自立し、家庭を持つことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

12 母子保健医療体制の充実等

- (1) 県は、母子の保健及び医療に係る体制を充実するため、市町村が実施する妊産婦及び乳幼児に対する健康診査や妊産婦に対する保健指導など母子保健サービスの提供に対する支援を行うとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供できるよう、不妊治療に係る情報の提供、相談支援その他必要な施策を講ずるものとする。

13 子ども・子育て支援サービスの充実

- (1) 県は、保護者の子ども・子育て支援に係る多様なニーズに対応するため、保育サービスに関する情報の提供、保育サービスの提供に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 県は、子ども・子育て支援に携わる人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

14 教育環境等の整備

- (1) 県は、子どもが将来自立して社会生活を営み、家庭を持ち、子どもを生み、健全に育てることができるよう、県民に対し、子育ての意義、家庭が果たす役割について学ぶ機会の提供や食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 県は、子どもが身近な地域で主体的に学習活動や文化芸術活動、スポーツ体験活動、自然体験活動及び社会体験活動に参加できる環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

15 生活環境の整備

県は、子ども、保護者又は妊産婦が快適に、そして安心して生活することができるよう、交通安全対策の推進、良好な居住環境及び地域環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

16 仕事と生活の両立支援

県は、保護者及び子どもを生み、育てようとする者が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、事業者に対する子ども・子育て支援に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

17 困難を抱えた子どもや家庭への支援

県は、経済的な困窮や虐待など困難を抱えた子どもや障害児の福祉の充実及び自立の推進を図るとともに、その家庭に対する適切な支援を行うため、相談体制の充実・強化その他必要な施策を講ずるものとする。

18 財政上の措置

県は、子ども・子育て支援施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

19 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成

県は、県民総ぐるみで子ども・子育てを支援する気運の醸成を図るため、子ども・子育て支援の推進に寄与した者の表彰その他必要な施策を講ずるものとする。

20 家庭の日

- (1) 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、家庭の日を定める。
- (2) 家庭の日は、毎月第3日曜日とする。
- (3) 家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとする。

21 とちぎの子ども育成憲章

- (1) 知事は、子育てに関する県民の行動の指針として、とちぎの子ども育成憲章（以下「育成憲章」という。）を策定するものとする。
- (2) 知事は、育成憲章の策定に当たっては、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- (3) 知事は、育成憲章を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (4) 前2項の規定は、育成憲章の変更について準用する。

毎月第3日曜日は／

ふれあい育む 家庭の日

とちぎ
心のスクラム
県民運動

家庭の日

第3日曜日



家庭は、最も大切な家族のよりどころであり、青少年が基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。

家族みんなが話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、栃木県では、毎月第3日曜日を家庭の日と定めています。

家庭

家族のふれあいを
大切にしましょう。

家庭は、わたしたちの生活の基盤
であり、家族の心のよりどころです。

家族みんなの心かかよう明るい
家庭づくりを進めましょう。



職場

仕事と家庭を両立
できる、働きやすい
職場づくりを
進めましょう。

長時間労働を見直し、
家庭生活の充実・子育て
を支援しましょう。

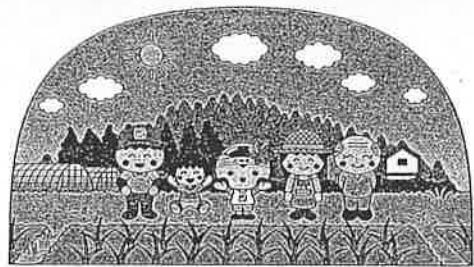
地域

ふれあい、支え合う地域づくりをしましょう。

地域の子どもたちとつながり、ふれあいの機会をつくりましょう。
地域の行事には、子どもや青少年が参加できるよう工夫しましょう。

家庭の日とほり

家庭のあり方について見つめなおし、家族でふれあう時間をつくるために設けられた日です。



第3日曜日に限らず、それぞれの家庭に合わせ、家庭や家族について考える機会をつくってみましょう。

一緒に食事をしながら話をしてしましょう～食育～

家族で料理を作ったり、食卓を囲んだりしながら、学校や職場のことなどを話し合いましょう。



自然に親しみましょう

家族で自然に親しみ、草花や木を愛する心を育てましょう。



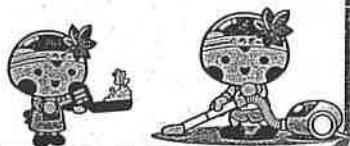
地域活動に参加しましょう

家族と一緒に、地域活動やボランティア活動等に参加し、奉仕の心を育みましょう。



自分にできる事をやりましょう

すすんで自分の仕事を見つけ、家の仕事をみんなで分担しましょう。



スポーツを楽しみましょう

スポーツやレクリエーションなど地域の行事等に参加し、健やかな心と体を育みましょう。



思いやりの心をもちましょう

お年寄りを敬い、困っている人に手を差しのべるなど、思いやりの心をもちましょう。



良い本を読みましょう ～家読(うちどく)～

良い本を読み、家族で感想を述べ合う時間を持つなど、豊かな心を育み、家族のコミュニケーションを図りましょう。



家族の目標を立てましょう

家族みんなで将来の夢や目標について語り合い、みんなで応援しましょう。



インターネットの使い方等について話し合いましょう

インターネットの利用時間や有害サイトなどについて、家族で話し合い、ルールを決めましょう。



◆毎月第3日曜日には、県有施設(14施設)の小人料金が無料になる優待サービスを実施しています◆

栃木県子ども総合科学館 (☎028-659-5555)

とちぎ花センター (☎0282-55-5775)

栃木県なかがわ水遊園 (☎0287-98-3055)

栃木県立日光自然博物館 (☎0288-55-0880)

英國大使館別荘記念公園 (☎0288-55-0880)

イタリア大使館別荘記念公園 (☎0288-55-0880)

とちぎ明治の森記念館 (☎0287-63-0399)

栃木県井頭公園 (☎0285-83-3121)

栃木県鬼怒グリーンパーク (☎028-675-1909)

栃木県那須野が原公園 (☎0287-36-1220)

栃木県みかも山公園 (☎0282-55-7272)

栃木県日光田母沢御用邸記念公園 (☎0288-53-6767)

栃木県日光だいや川公園 (☎0288-23-0111)

栃木県とちぎわんぱく公園 (☎0282-86-5855)

※ 小学校の児童、中学校の生徒以外の幼児や生徒をサービスの対象に含む施設もあります。詳しくは県のHPで確認してください。

※ 家族で参加できるイベントを開催している施設もあります。ぜひ、お出かけください。



毎月第3日曜日は「家庭の日」

大人の責任と役割

子どもたちが夢や希望を持ち
心豊かでたくましく成長するために

自覚



社会の一員としての
自覚を育てる

子どもたちとともに学び、喜び合い、
励まし合いながら、子どもたちを
社会の一員として自覚を持った人
に育てましょう。

思いやり



かかわりを深め
思いやりの心をはぐくむ

子どもたちが、「誰もか支えられて
生きていること」に気づき、喜びや
悲しみ、痛みをともに分かち合える
よう、思いやりの心を育みましょう。

命



一人ひとりを尊重し
命を大切にする

子どもたちが自己肯定感を持ち、
「自分は大切な存在であること」、
「自分の命も他人の命も大切であること」に
気づけるよう、
子どもたちと
向かい合いましょう。

継承



豊かな自然
伝統 文化を**引き継ぐ**

子どもたちは、郷土の自然・伝統・文化などから、生きる知恵を学び、人間性豊かに育つています。郷土“とちぎ”的豊かな自然、素晴らしい故郷の伝統・文化を子どもたちに引き継ぎましょう。

手本



子どもたちの
手本となるよう行動する

子どもたちは、絶えず大人の姿を見ながら
成長しています。家庭や学校、職場、地域
などにおいて、子どもたちの手本となるよ
う責任ある行動や態度を示しましょう。



とちぎの元気な子ども育て隊!!

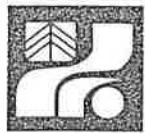
とちぎの子ども育成憲章 マスコットキャラクター

ぼくが掲げる5つのキーワードを念頭に、とちぎの子どもたちを、心も体も元気に健やかに「育てたい」という想いと、県民みんなで力を合わせて「育て隊」として取り組んでいこうという、2つの意味を表現しているまる☆☆

とちぎの子ども育成憲章

検索

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ



とちぎの子ども育成憲章

あすになこゆた
明日を担う子どもたちが夢と希望を持ち
心豊かでたくましく成長することは県民すべての願いです

わたしたちはこそだて
子育てに積極的にかかわり
子どもたちをみんなで育てていく決意を込めここに憲章を制定します

わたしたちは

一、子どもたち一人ひとりを尊重し命を大切にします

一、子どもたちとのかかわりを深め
思いやりの心をはぐくみます

一、子どもたちとともに学び喜び励ましあい
社会の一員としての自覚を育てます

一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

一、とちぎの豊かな自然伝統文化を守り
子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日
栃木県

とちぎの子ども育成憲章とは

子どもたちを育成していく上での基本となり、また、大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実行していくための基本理念や行動指針として、平成22年2月に制定しました。

この憲章は、命を大切にし、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った人に成長してほしいという、子どもたちに対する大人からのメッセージでもあります。

栃木県県民生活部

人権・青少年男女多面課

TEL 028-623-3075

「とちぎの子ども・子育て支援条例（仮称）」骨子（案）に対する
意見等について

栃木県保健福祉部こども政策課 子育て環境づくり推進担当 山形宛て (Email:yamagatan01@pref.tochigi.lg.jp) (FAX:028-623-3070)	氏名
---	----

該当番号	意見等

資料 3

児童処遇部会の概要及び審議結果について

H30(2018).6.22 こども政策課

1 児童処遇部会の概要

以下の案件に関して、栃木県子ども・子育て審議会運営要領第2条に規定する審議及び審査を行う。

(1) 児童の施設等入所に係る審議(新規・更新)（児童福祉法第27条第6項関連）

主に、児童虐待案件での児童福祉施設入所や里親委託等に関して、保護者の同意が得られない場合に、家庭裁判所に施設入所等の申立をすることの是非について審議を行う。当該入所が認められた場合にも、2年間の期限があるため、更新の申立が必要である場合にも審議を行う。

(2) 被措置児童等虐待に係る審議（児童福祉法第33条の15第3項関連）

施設、里親等に措置されている児童について、職員や里親等からの虐待の疑いがある場合の県の対応について審議を行う。

(3) 重大事例の検証（児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項関連）

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するための検証を行う。

(4) 一時保護に係る事項の審議（児童福祉法第33条第5項関連）

一時保護中の児童に関して、2ヶ月を超えて一時保護を行おうとするとき、保護者の同意が得られない場合に、2月を経過するごとに延長の是非について審議を行う。

(平成30(2018)年4月2日からは家庭裁判所の承認を得なければならないことになった(平成29(2017)年6月21日付児童福祉法改正)ため、平成30(2018)年度以降は児童処遇部会の審議事項ではなくなる)

2 審議結果

年度	開催数	審議事項 1.の(1)から(4)	審議件数	承認件数
平成27 (2015) 年度	9回	(1) 施設等入所に係る審議	12件	10件
		(2) 被措置児童等虐待	3件	—
		(3) 重大事例の検証	2件(2件について6回審議)	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	14件	14件
平成28 (2016) 年度	9回 (うち1回 持ち回り)	(1) 施設等入所に係る審議	11件	11件
		(2) 被措置児童等虐待	6件	—
		(3) 重大事例の検証	4件(前年度の2件を2回、 今年度の2件を6回審議)	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	12件	12件
平成29 (2017) 年度	8回 (うち1回 持ち回り)	(1) 施設等入所に係る審議	6件	6件
		(2) 被措置児童等虐待	8件	—
		(3) 重大事例の検証	4件(2件について5回審議、 新規2件説明)	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	3件	3件
平成30 (2018) 年度	1回	(1) 施設等入所に係る審議	0件	—
		(2) 被措置児童等虐待	2件	—
		(3) 重大事例の検証	0件	—

幼保連携型認定こども園等審査部会の概要及び審議結果について

H30(2018). 6. 22 こども政策課

1 幼保連携型認定こども園等審査部会の概要

以下の案件に関して、審議及び審査を行う。

- (1) 幼保連携型認定こども園について（根拠：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
 - ① 幼保連携型認定こども園の認可に係る意見の聴取（第17条第3項）
 - ② 幼保連携型認定こども園の事業の停止等に係る意見の聴取（第21条第2項）
 - ③ 幼保連携型認定こども園の認可の取消し等に係る意見の聴取（第22条第2項）
- (2) 保育所について（根拠：児童福祉法）
 - ① 保育所の認可に係る意見の聴取（第35条第6項）
 - ② 保育所の事業の停止に係る意見の聴取（第46条第4項）

2 審議結果

(1) 開催日

平成30(2018)年3月20日

(2) 結果概要

- ① 幼保連携型認定こども園の認可に係る意見の聴取 13件（承認）
- ② 保育所の認可に係る意見の聴取 4件（承認）